

高齢者が地域で生きがいをもち
安心して暮らせるために

平成29年4月より

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります！



穴栗市では、高齢者の「介護予防」と「日常生活支援」を目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施します。

総合事業では、高齢者がいくつになっても生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる取組みを進めます。

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)とは？



65歳以上の方を対象に、穴栗市が行う事業です。

《総合事業によって、予防給付（介護予防サービス）が変わります。》

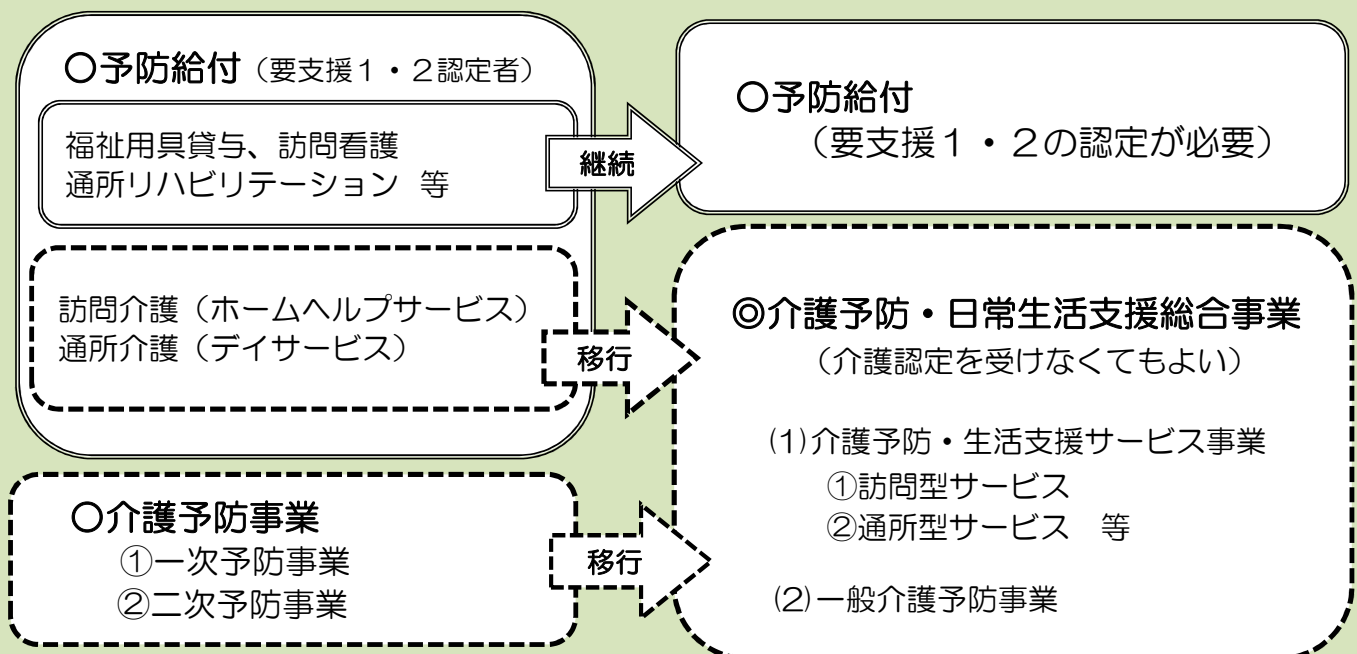
要支援1・2の認定者を対象とした

○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

○介護予防通所介護（デイサービス）は、総合事業になります。

★平成29年3月31日まで

★平成29年4月1日から



《総合事業の特徴》

- (1) 介護認定を受けなくても利用できることで、迅速にサービスの利用が開始できます。
- (2) 利用できるサービスの選択肢が増えます。
- (3) 利用者の状況に応じて、今までと同じ基準のサービスを受けることもできます。
- (4) 必要なときは、いつでも介護認定の申請ができます。
- (5) 定期的な更新申請の必要がありません。
- (6) サービスの種類によっては、ケアマネジャーのケアプランが必要です。

総合事業を利用するための手順

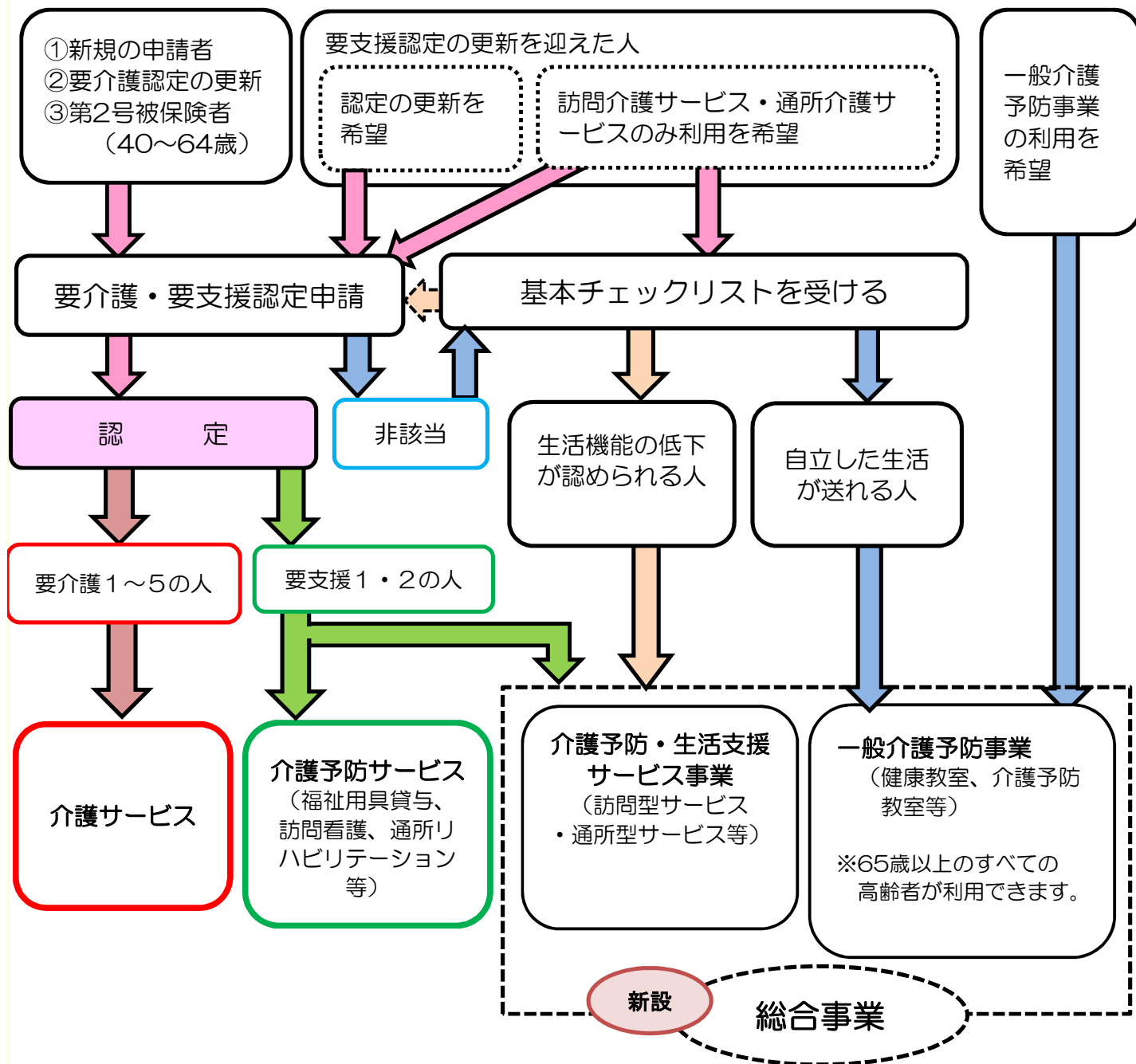
総合事業ではサービス利用の手続きが、一部簡略化されました。



訪問型サービス、通所型サービスのみを希望する場合には、要介護・要支援認定の手続きをしなくても、基本チェックリストによる確認で利用することができます。

基本チェックリストは、国が定める25の項目により、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するものです。

介護福祉課または各保健福祉課の窓口へ



★総合事業の対象となった人も、必要な時は要介護・要支援認定を申請することができます。

基本チェックリストとは？

基本チェックリストは、国が定める25項目により、高齢者の日常生活に必要な機能の状態を確認します。

基本チェックリスト 実施日：平成 年 月 日

※太枠内のご記入をお願いします。

記入者 ☐ 本人 ☐ 本人以外(氏名: _____ 続柄: _____ 電話: _____)			
本人氏名	T・S 年 月 日生(歳)		
住 所	宋栗市 町 電話 _____		
NO	質 問 項 目	回 答	市記入
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ	/5
2	日用品の買物をしていますか	0. はい 1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ	/5
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ	
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ	/2
12	身長 _____ cm 体重 _____ kg 【BMI=体重kg÷身長m÷身長m】	18.5未満 該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ	/3
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ	/2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい 0. いいえ	/3
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ	/5
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ	
健康観	あなたの健康状態はいかがですか。 1. よい 2. まあよい 3. ふつう 4. あまりよくない 5. よくない		/20

作成: 290131

上記合計はNo.1～20

総合事業の内容

総合事業は、介護予防と日常生活の自立支援を目的とした事業で、以下の2つの事業があります。



総合事業

1. 介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】 ・ 要支援1・2の認定を受けている人
・ 基本チェックリストにより生活機能の低下が認められる人（要支援認定の人とほぼ同じ状態）

【サービスの種類】 ①訪問型サービス
自宅等に訪問してサービスを提供します。

②通所型サービス
通所の事業所でサービスを提供します。

2. 一般介護予防事業

【対象者】 65歳以上のすべての高齢者

【サービスの種類】 ①いきいきクラブ（高齢者の通いの場づくり）
②介護予防教室
③健康教室、健康相談 等

穴穂市の総合事業のサービス内容①

1. 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス



①介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴・排泄の介助等）や家事援助（掃除・洗濯・買物等）を行います。

★提供回数（週1回から2回程度）

★利用料（利用回数に応じた金額）

※ただし、一定の利用回数以上の場合は利用料に上限額を設定しています。

②家事援助訪問サービス

ホームヘルパー等が訪問し、家事援助（掃除・洗濯・買物等）を行います。

★提供回数（週1回から2回程度）

★利用料（利用回数に応じた金額）

※ただし、一定の利用回数以上の場合は利用料に上限額を設定しています。

③地域活動訪問サービス

住民やボランティアのグループ等が、地域の総合事業対象者の見守りや生活援助（ごみ出し等）を行います。

★提供回数（サービス提供者が設定します。）

★利用料（サービス提供者が設定します。）



穴栗市の総合事業のサービス内容②



(2) 通所型サービス

①介護予防通所サービス

通所介護事業所（デイサービスセンター）で、生活機能を維持向上し要介護状態を予防するための機能訓練等を行います。

★提供回数（週1回から2回程度）

★利用料（利用回数に応じた金額）

※ただし、一定の利用回数以上の場合は利用料に上限額を設定しています。



②自立支援通所サービス

通所介護事業所（デイサービスセンター）で、自立した生活の維持を目的とした体操やレクリエーション等を行います。

★提供回数（週1回から2回程度）

★利用料（利用回数に応じた金額）

※ただし、一定の利用回数以上の場合は利用料に上限額を設定しています。



③ 短時間通所サービス（ミニデイ）

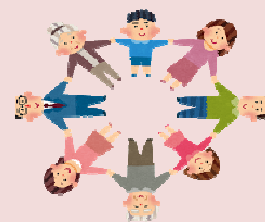
介護予防事業所等で、体力の向上を目的とした運動プログラムを行います。

★提供回数（週1回）

★利用料（利用回数に応じた金額）



穴粟市の総合事業のサービス内容③



2. 一般介護予防事業

健康づくりや介護予防を目的とした事業です。
高齢者が生きがいを持ち、元気で活躍できる場づくりを進めます。

① いきいきクラブ（高齢者の通いの場づくり）

公民館等を活用して住民が主体的に運営する「通いの場」に、専門職や介護予防サポーター等を派遣し、より効果的な場の運営を支援します。



※いきいき百歳体操は通いの場のメニューのひとつです。

週1回、DVDを見ながら約30分の体操を行います。年齢を重ねても、自分で動けるための体力づくりを目指します。また、交流や安否確認の機会になっています。

② 介護予防教室（体操・脳トレ等）

体力の向上や認知症予防を目的とした教室や講座を開催します。



③ 健康教室、健康相談

公民館等で老人クラブを対象に、定期的な健康教室や健康相談を開催します。



総合事業に関する質問

いつから総合事業を利用できるの？

宍粟市では平成29年4月1日以降、総合事業を利用できます。現在、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用されている方は、要介護・要支援認定の更新後から総合事業のサービスをご利用できます。

今まで来ていたヘルパーさんは今後も来てくれるの？ これまでのデイサービスに同じように通えるの？

どの事業所のサービスを利用するかは、ご本人の意向、心身の状態や生活状況を確認した上で、ケアマネジャーと相談しながら決めることになります。これまで利用していた事業所が総合事業のサービスを提供している場合には利用を継続することができますので、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーにご相談ください。

市の独自の基準によるサービスは、従来のサービスと何が違うの？

市の独自の基準によるサービスは、総合事業の対象者の状態などを考慮して、宍粟市独自の基準(人員配置や利用料など)を設定したサービスです。従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護より、自己負担が軽減されます。(サービスの選択は本人の意向、心身の状態や生活状況を踏まえて行います)

総合事業を利用するにはどうすればいいの？

介護福祉課やお近くの保健福祉課へご相談ください

要介護の人も総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを利用できるの？

総合事業は、要支援1・2または総合事業対象者の方が利用できるサービスです。

総合事業の相談窓口



- 介護福祉課（市役所 北庁舎内）
〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15
電話：0790-63-3160 ファックス：0790-63-3175
- 一宮保健福祉課（一宮保健福祉センター内）
〒671-4137 兵庫県宍粟市一宮町閨賀300番地
電話：0790-72-2100 ファックス：0790-72-2110
- 波賀保健福祉課（メイプル福祉センター内）
〒671-4241 兵庫県宍粟市波賀町安賀232番地1
電話：0790-75-8800 ファックス：0790-75-2415
- 千種保健福祉課（保健福祉センター・エーガイヤちくさ内）
〒671-3223 兵庫県宍粟市千種町室1060番地1
電話：0790-76-8600 ファックス：0790-76-8110